

平成28年7月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針(案)**

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
1	(省)	札幌市 (北海道)	地方法人税創設に伴う市町村民税法人税割の減収分の取扱いについて	地方法人課税の偏在是正により生じる財源の活用とともに、市町村民税法人税割の税率引き下げに伴う留保財源減収相当額を、普通交付税において措置すること。	以下の理由により採用しない。 法人税割の税率引下げ分は、留保財源分も含めてすべて交付税原資化されており、地方の財源を減少させているものではない。 また、本年度においても、地方財政計画により必要な一般財源総額を確保した上で、普通交付税の算定を通じて各地方公共団体の財源を適切に確保しているところであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講じることは考えていない。
2	(省)	横浜市 (神奈川県)	法人住民税の国税化(地方法人税)の創設に伴う交付税算定の変更について	法人住民税の国税化により失われる留保財源について、相当分を確実に各団体に戻すこと。 ※各団体ごとの財源措置額の算出方法を明示すること。	以下の理由により採用しない。 法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税は、留保財源分も含めてすべて交付税原資化されており、地方の財源を減少させているものではない。 また、地方財政計画により必要な一般財源額を確保した上で適切に普通交付税の算定を行っているところであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講じることは考えていない。 なお、地方法人課税の偏在是正に伴う個々の地方公共団体における基準財政需要額の影響額を算出することは、困難である。
3	(省)	大阪市 (大阪府)	地方法人税創設に伴う法人税割減収額の基準財政収入額への適切な算定について	不交付・交付団体間の財政力格差の偏在是正を徹底し、交付団体間で財政調整が行われることなく、地方法人税創設の影響により交付団体の一般財源が縮小しないよう、法人税割減収額については、その100%を基準財政収入額へ適切に算入すること。	以下の理由により採用しない。 法人税割の税率引下げ分に相当する地方法人税は、留保財源分も含めてすべて交付税原資化されており、地方の財源を減少させているものではない。 また、地方財政計画により必要な一般財源額を確保した上で適切に普通交付税の算定を行っているところであり、偏在是正に伴う留保財源減収額に着目して特例措置を講じることは考えていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
4	(省)	宮城県 石巻市 気仙沼市 南三陸町 (宮城県)	平成22年国調人口から平成27年国調人口に置き換わることにより、人口が大幅に減少する特定被災地方公共団体に対する特例措置について	東日本大震災の影響のため、平成22年国調人口から平成27年国調人口に置き換わることにより、人口が大幅に減少する特定被災地方公共団体について、特例措置を設けること。	採用する。 平成27年国勢調査人口への更新に伴い、東日本大震災により人口が激減する岩手県、宮城県又は福島県における原発被災団体及び津波被災団体にあつては、平成22年の国勢調査人口に住居基本台帳人口の伸率を乗じた人口を用いることとした。
5	(省)	沖縄県	段階補正の見直しについて	人口4千人未満の団体における段階補正の補正率を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 段階補正は人口4千人未満の団体について割増率を一律にするなど算定方法の簡素化等の観点からの見直しを行ってきているところ。 人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えているが、算定方法の簡素化の要請もあることから、引き続き適切な係数の設定に努めてまいりたい。
6	(省)	和歌山県 徳島県	段階補正の存続及び適正水準の確保	段階補正係数は、各団体の人口規模等による経費の差を調整(スケールメリットを調整)するために不可欠な係数であり、今後も存続するとともに、適正な水準を確保すること。	採用する。 段階補正を存続することとし、人口規模等に応じた経費差の反映を引き続き講ずる。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]
[都道府県分 ・ **市町村分**]
[**総括** ・ 需要 ・ 収入]

[総括的事項]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
7	(省)	大阪市 (大阪府)	標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金の適切な算定について	標準報酬制への移行に伴う共済組合負担金について、普通態容補正における地域手当の級地区分に応じた共通係数に反映するよう、実態に応じて適切に算定すること。	以下の理由により採用しない。 標準報酬制への移行後の共済組合負担金については、普通態容補正において、全団体の地域手当等の諸手当を含めた平均給与月額を踏まえ、標準的な共済組合負担金を設定し算定している。 諸手当に計上している地域手当のみを抽出した上で、級地区分毎に共済負担金を算定することが困難であることから、標準的な共済組合負担金を用いている。
8	(省)	八王子市 (東京都)	トップランナー方式及び基準財政収入額の捕捉徴収率見直しの変更	トップランナー方式等、政策誘導的な算定方法については、地方交付税制度の本来の趣旨である財源の不均衡の調整や、財源保障から逸脱していることから、見直し内容の変更を図ること。	以下の理由により採用しない。 トップランナー方式については、 ・法律等により国が基準を定めている業務や地域振興等の業務は対象から除外していること、 ・多くの団体で民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務を対象としていること、 ・地方団体への影響等を考慮して、複数年かけて段階的に反映するとともに、小規模団体等の地域の実情を踏まえて算定を行うこと、 としており、財源保障機能を適切に働かせつつ、導入することとしている。 また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率については、多くの団体がコンビニ収納や広域的な事務処理などの徴収対策の推進に取り組み、効果を発揮してきた実態を踏まえ、実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率として基準財政収入額の算定に反映するものである。見直しに当たっては、地方団体に与える影響を考慮し、5年間で段階的に算定に反映することとしている。 いずれも地方交付税制度の趣旨から外れるものではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[**総括** ・ 需要 ・ 収入]

[**総括的事項**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
9	(省)	ニセコ町 (北海道)	寒冷補正 (道路橋りょう費、小学校費、中学校費、高等学校費、その他の教育費、農業行政費、林野水産行政費、地域振興費)	寒冷補正のうち給与差の級地区分に関して、より地域の実態に即した決定方法に変更すること。	以下の理由により採用しない。 標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、個別の地方団体の支給実態を反映するのではなく、現行の算定同様、「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」に定める支給地域に応ずる級地を適用すべきである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[消防費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
10	(省)	大宜見村 (沖縄県)	消防費に係る密度補正 の見直しについて	消防費の基準財政需要額については、決算額と大きく乖離しているため、密度補正の更なる拡充をすること。	以下の理由により採用しない。 消防費における密度補正Ⅰについては、全国の実態を踏まえて人口密度に応じた経費の割増、割落としを行っている。 なお、平成27年度には全国の実態を踏まえて標準団体の面積の見直しを行い、対象とする密度についても拡大をしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[下水道費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
11	(省)	境港市 (鳥取県)	高資本費対策に係る地方公営企業繰出基準による公費負担額(投資補正)の一部経過年数の撤廃	高資本費対策に係る地方公営企業繰出基準による公費負担額(投資補正)の補正係数は、供用開始から25年を経過すると、0.45から0.09になってしまう。本市は、26年目以降も高資本費対策経費について高い水準で推移するため、供用開始から30年までは0.45を維持すること。	以下の理由により採用しないが、今後検討する。 現在、現行の高資本費対策の要件等の見直しを検討しているところであり、この内容を踏まえ、交付税措置を検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[小・中学校費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
12	(省)	中標津町 (北海道)	スクールバスの運行経費に要する補正係数の充実 (スクールバスの運行範囲・距離等に係る補正係数の算入)	小学校費(児童数)及び中学校費(生徒数)について、運行範囲などスクールバス運行に係る地域の実情を踏まえた補正係数を追加すること。	以下の理由により採用しない。 現在、スクールバスの運行に要する経費については、密度補正Ⅰにおいて算定しているが、算定の簡素化の観点から、新たな補正係数を設けることは困難であり、また、運行範囲、距離等については公信力を持つ数値を把握できないため、普通交付税の算定に馴染まない。
13	(省)	青森県 中泊町 (青森県) 涌谷町 (宮城県) 南会津町 (福島県) 志賀町 (石川県) 南あわじ市 (兵庫県)	スクールバス運行経費の適切な算定について	新たな貸切バスの運賃・料金制度への移行など、スクールバスの維持運営費が高騰していることから、小学校費(児童数)及び中学校費(生徒数)の密度補正Ⅰ係数の設定の見直しをすること。	一部採用する。 スクールバスの維持運営費に係る密度補正Ⅰの単価については、文部科学省の実態調査に基づいて引き上げている。 今後も引き続き、文科省等からの情報収集に努め、適切に単価を設定していく。
14	(省)	沖縄県 那覇市 (沖縄県)	準要保護児童生徒数(実数)の普通交付税(基準財政需要額)への算入	準要保護児童生徒の実数を普通交付税へ算入すること。	以下の理由により採用しない。 密度補正Ⅱについては、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金のうち、準要保護児童生徒に対する補助分の一般財源化分について、従来の国庫補助金の算出基礎に準じた補正を行っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分 ・ 市町村分]
[総括 ・ 需要 ・ 収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
15	(省)	南三陸町 (宮城県)	市町村立幼稚園に係る 経費の基礎数値の見直し	市町村立幼稚園等の施設型給付費の補正について、現行では学校基本調査によることとされているが、子どもの居住する市町村単位の数値を用いるよう変更すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 測定単位「幼稚園及び幼保連携型認定子ども園の小学校就学前子どもの数」の算出の基礎及び補正の基礎数値については、現在、子どもの数を居住地の市町村単位で捕捉する統計がないこと等から、従来どおり、学校基本調査によることとしている。 制度所管府省における広域利用に係る検討状況等を踏まえつつ、財政需要の適切な反映方法について引き続き検討を行うこととする。
16	(省)	豊橋市 (愛知県)	市立特別支援学校の施設整備に伴う地方債元利償還金に係る事業費補正の新設	新設市立特別支援学校整備において借入れた地方債について事業費補正に反映すること。	以下の理由により採用しない。 市町村立の特別支援学校校舎等の改修・再建築費用については、その他の教育費(測定単位:人口)における投資補正Ⅱにおいて、再建築及び特別修繕に要する標準的な経費により算出した1クラスあたりの単価を設定して加算を行うことで措置されている。 なお、事業費補正については可能な限り縮減する方向で順次見直しを行っており、原則として新設はしないこととしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[その他の教育費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
17	(省)	長崎県	文化財の保護に要する経費の特別交付税措置から普通交付税措置への変更	現在特別交付税措置されている「文化財保護に要する経費」はほとんどの自治体において経常的に財政需要が生じており、また、文部科学省の統計である「文化財指定件数」もあることから、普通交付税措置へ移行すること。	以下の理由により採用しない。 文化財の保護に要する経費については、個々の文化財の性質等により、生じる財政需要の程度に差があること等から、従来より、標準的に生じる人件費や事務費等を普通交付税で措置し、個々の文化財の性質等に応じて生じる経費について特別交付税で措置している。
18	(省)	堺市 (大阪府)	市町村特別支援学校に要する経費の充実	その他の教育費の密度補正の単価に含まれている市町村立特別支援学校の経費について積算の内訳を明らかにし、さらなる拡充をすること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村立特別支援学校に要する経費については、都道府県立特別支援学校の経費と同様に積算している。都道府県立施設を含む決算等の実態を踏まえつつ、引き続き適切な積算について検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[生活保護費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
19	(省)	川崎市 (神奈川県)	生活保護費について実績を反映させた単価の設定	住宅扶助、医療扶助(入院分)及びその他扶助の単価並びに扶助単価差率について、実績を踏まえた設定を行うこと。	一部採用する。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者1人当たりの単価を基礎とし扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。
20	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費(医療扶助)におけるレセプト件数を用いた密度補正への変更	生活保護費(医療扶助)の密度補正において、厚生労働省の予算算定の考え方と同様に、支給医療費への連動制が高く、被保護者調査により全国統計数値が把握できるレセプト件数を基礎数値として用いることで、現在の基礎数値である被保護者数よりも的確に需要額を捕捉すること。	以下の理由により採用しない。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者1人当たりの単価を基礎として扶助の種類ごとに標準的な単価を設定している。 また、医療扶助の基礎数値のあり方については、引き続き検討していく。
21	(省)	大阪市 (大阪府)	生活保護費における扶助費の全額算入	生活保護行政は法定受託事務であり、国の責務において行うことが必要であることから、国において認証し国庫負担金の算定に用いられている決算額に係る地方負担額については、次のとおり実態に応じて基準財政需要額に的確に算入すること。 ・扶助単価において各団体の実績単価を反映すること。 ・生活保護費において過大・過小分を翌年度精算すること。	一部採用する。 生活保護費における扶助費の算定にあたっては、国の予算における当該年度の各扶助の被生活保護者1人当たりの単価を基礎とし扶助の種類ごとに標準的な単価を設定しており、密度補正等において種地ごとの単価差等を補正している。 また、被生活保護者に係る前年度算入人員数と実人員数との差による精算を実施している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[社会福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
22	(省)	大阪市 (大阪府)	児童扶養手当の適実算入	児童扶養手当については、法定受託事務であり、国の基準に基づいて全国的に画一的な取り扱いをすることが必要であり、本来、国の責務において行うものであることから、地方負担額については、その実態に応じて基準財政需要額に算入すること。	一部採用する。 普通交付税の基準財政需要額は、それぞれの地方団体の財政支出ではなく、標準的な経費を算定するもの。児童扶養手当給付費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、引き続き適切な措置に努める。

(様式 2)

地方交付税法第 17 条の 4 の規定に基づき提出された意見の処理方針 (案)

[普通交付税]
[都道府県分 ・ **市町村分**]
[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**保健衛生費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針 (案)
23	(省)	帯広市 (北海道)	看護師養成に係る補正 係数の拡充	看護師等養成所運営経費に係る基 準財政需要額の減少傾向が続いてい ることから、当該地域の実態を適切 に把握し、補正係数を拡充するこ と。	採用する。 看護師養成所運営経費に係る密度補正 I については、看護師養成所に係る 運営経費の実態等を踏まえ、平成 27 年度に続き平成 28 年度においても密 度補正単価の引き上げを行っている。
24	(省)	青森県	密度補正 I における公 立診療所運営経費の見 直し	公立診療所に係る普通交付税措置 額と繰出実績の間に乖離が生じてい ることから、密度補正 I 係数の設定 等に際して診療所の規模に応じた算 定をすること。	以下の理由により採用しない。 公立診療所に係る標準的な経費については、普通交付税の算定において、 単位費用に計上した上で、診療所数及び病床数に応じて、診療所の規模を反 映した措置を講じている。
25	(省)	つがる市 (青森県)	密度補正における診療 所運営経費の見直し及 び削減病床数特例措置 の見直し	医療再編により病院から転換した 診療所に係る経費を適切に算定し、 削減病床に係る措置期間を延長する こと。	以下の理由により採用しない。 公立診療所に係る標準的な経費については、普通交付税の算定において、 単位費用に計上した上で、診療所数及び病床数に応じて、診療所の規模を反 映した措置を講じている。 また、削減病床に係る措置は、設備等の適正化が図られるまで一定期間を 要することを考慮し、経過的な措置として、5 年間の措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
26	(省)	東村山市 (東京都)	一部事務組合が運営する救急告示病院数の計上方法について	現状、一部事務組合が運営する救急告示病院数の計上は、代表市のみが1、他市は0を計上している。そのため、同じ構成団体でも基準財政需要額(普通交付税)及び普通交付税を算出基礎とした標準財政規模について差異が生じている。正確な各地方団体の算定のため、按分等により各市で計上すること。	以下の理由により採用しない。 救急告示病院数や、小学校費の測定単位である学校数等、算定に用いる施設数については、一部事務組合が運営する場合、1の施設を按分せず、1の団体に属するものとして計上することとしている。
27	(省)	豊能町 能勢町 千早赤阪村 (大阪府) 島根県 松江市 (島根県) 長崎県	上水道事業に統合した簡易水道事業に係る交付税措置の継続	上水道事業に統合した統合水道事業に係る給水人口による措置及び高料金対策について、現行の措置を継続すること。	採用する。 簡易水道の統合を推進するため、統合後から10年間において、簡易水道の建設改良に係る普通交付税措置について激変緩和措置を講じるとともに、高料金対策について、特別交付税において激変緩和措置を講じることとした。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[保健衛生費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
28	(省)	兵庫県	公立病院の新設・建替等に対する交付税措置について	公立病院の新設・建替等に対する交付税措置を拡充すること。 (再編・ネットワーク化に伴う整備以外についても、条件不利地域等は再編・ネットワーク化が困難なことから拡充すること。)	以下の理由により採用しない。 平成27年度債より、公立病院の再編・ネットワーク化の重要性に鑑み、地方交付税措置を重点化している。 なお、条件不利地域における公立病院の建設改良事業については、過疎債・辺地債が充当できることとされている。
29	(省)	長崎県	有床診療所に要する経費の普通交付税措置の拡大について	特別交付税において措置されている不採算地区等に係る「有床診療所に要する経費」を保健衛生費の密度補正Ⅰへ上乗せすること。	以下の理由により採用しない。 有床診療所に係る標準的な経費については、普通交付税の密度補正Ⅰにおいて適切に措置をしているところであり、不採算地区診療所等、地域偏在性の高い経費については、特別交付税により適切に措置をしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
30	(省)	大阪市 (大阪府)	老人医療費(後期高齢者医療事業会計等に係るもの)の単価差を反映する密度補正の新設	老人医療費の決算額と基準財政需要額との乖離を解消するため、医療費単価との相関関係が見られる10万人当たり病床数による密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 地域間における医療費単価差の要因は一律ではないことから、標準的な財政需要を測定する基準財政需要額の算定に当たっては、全国の平均的な水準に基づくべきである。 また、病院報告により把握できる10万人当たり病床数のデータは、保健所設置市分及び特別区分のみであるため、他の市町村分の適切なデータが存在しない等の課題もある。
31	(省)	尼崎市 (兵庫県)	社会保障の充実分に係る基準財政需要額への適切な算定について(介護保険及び後期高齢者医療の低所得者向け対策)	「社会保障の充実」としてあげられている介護保険及び後期高齢者医療の低所得者向け対策について、高齢者保健福祉費において低所得者数等に応じた適切な算定とすること。	一部採用する。 平成28年度地方財政計画に計上された介護保険及び後期高齢者医療における低所得者の保険料軽減措置等の社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 これらの経費については、全国財政需要額が小さく、算定の簡素化の観点からも現時点で新たな補正を設けることは適当ではないと考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[清掃費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
32	(省)	京都市 (京都府)	観光地特有の財政需要を反映させるための補正係数の見直し	温泉地以外の観光地における財政需要を的確に反映させるため、清掃費の需要額算定における密度補正の指標について、現行の「入湯税納税義務者数」ではなく、観光庁実施の全国共通基準による「全国観光入込客統計」の調査結果を用いて算定するよう見直すこと。	以下の理由により採用しない。 交付税算定に用いる数値は、公平性を確保する観点から、全国的かつ客観的な統計数値であることを要するが、「全国観光入込客統計」は都道府県単位の調査であり市町村単位の公表数値が存在しないこと、都道府県においても全団体で導入しておらず、導入した団体の数値公表のタイミングも各団体にゆだねられていること、統計数値の算出過程において推計値が用いられていること等の課題があり、現時点での交付税算定に用いることは困難である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
33	(省)	北斗市 (北海道) いわき市 (福島県) 綾部市 (京都府) 玖珠町 (大分県) 鹿屋市 (鹿児島県)	密度補正Ⅲにおける外国青年招致人員の算定対象範囲の拡大	英語教育の推進にすするため、小中学校に配置している外国人の英語指導助手について、外国青年招致事業(JETプログラム)以外の者も交付税算定対象とすること。	採用する。 JETプログラムについては、地域社会における国際交流活動の促進の一環として行われているため交付税において措置を行っているものですが、いわゆるNon-JETのうち姉妹都市協定又は首長間交流協定に基づいて任用されている外国語指導助手(ALT)についても国際交流活動へ参加する者も多いことから、JETプログラムと同様の措置を講ずることとする。
34	(省)	松江市 (島根県)	「集落支援員」及び「地域おこし協力隊」の普通交付税措置について	集落支援員及び地域おこし協力隊員の交付税措置を、現在の特別交付税措置から普通交付税措置の「地域振興費」に切り替えること。	以下の理由により採用しない。 基準財政需要額の算定に当たっては、標準的な財政需要を算定している。集落支援員及び地域おこし協力隊員については、活動人員が増加しているものの、偏在性があり、標準的な財政需要とは言い難く、引き続き特別交付税で措置していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
35	(省)	今治市 (愛媛県)	地域振興費(人)の普通態容補正Ⅲにおける属島補正に準じた「準属島人口に係る補正」の創設	「地域振興費(人口)」の普通態容補正に係る「島しょ人口」は、市町村の事務所と陸路続きの島を除くこととなっているため、有料橋で接続する島しょ人口を「準属島人口」として補正を新設すること。(普通交付税に関する省令第10条第19項の島しょ人口「市町村の事務所が所在しない島しょ(当該事務所と陸路続きのものを除く。)」の平成22年人口に準じ、有料橋で接続する島しょ人口を「準属島人口」と区分を追加すること。)	一部採用する。 島しょと本庁を繋ぐ唯一の陸路が有料であるという希有な事例により生じる増高経費については、特別な財政需要として、特別交付税で措置することとしている。
36	(省)	高知県	人口急減補正の継続について	本県において、平成27年国勢調査人口は、前回平成22年調査時より、人口が急激に減少することが見込まれていることから、平成28年度算定以降も、地域振興費において措置されている人口急減補正を継続すること。	採用する。 平成27年度国勢調査の結果(速報値)を踏まえ、人口急減補正の適用を継続するとともに、平均減少率の設定方法を見直すことにより算定額及び対象団体の範囲の拡充を図っている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[地域振興費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
37	(省)	長崎県	地域振興費における「人口急減補正」の拡充について	地域振興費における現在の対象費目は、社会福祉費、保健衛生費等に限定されているため、対象費目を拡大すること。 また、人口急減補正のうち、過疎市町村等の条件不利地域に適用される人口急減補正は、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項及び第2項に該当する市町村(いわゆる「一部過疎」「みなし過疎」)については適用除外となっているため、対象団体を拡大すること。	一部採用する。 人口急減補正の算式Ⅰについては、人口を測定単位とする全ての費目に対象費目を拡大した。 また、いわゆる「一部過疎」及び「みなし過疎」については、過疎地域の市町村を含む合併があった場合の特例措置であるが、交付税算定においては、合併団体の人口急減補正係数は新市町村によるものとし、新市町村全体の人口減少に対する補正を講じているところであり、いわゆる「一部過疎」及び「みなし過疎」については人口急減補正の算式Ⅱの対象外としている。
38	(省)	大阪市 (大阪府)	基準財政収入額からの事業所税の除外又は事業所税見合いの基準財政需要額の算入方法の明示	事業所税は基準財政収入額及びそれにかかる基準財政需要額の算入を行わないようにすべきと考えるが、現行制度を継続するとしても、事業所税見合いの需要額を全額捕捉すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 事業所税は目的税であるが、税収規模が大きく、用途が包括的に規定されていること等から、普遍性が高いものとして、法定普通税と同様に基準財政収入額に算入している。 同税見合いの需要については、事業所税収入の用途状況を踏まえ、関係費目において、算入することとしているところであるが、算入方法については今後検討していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**地域経済・雇用対策費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
39	(省)	北海道 高知県	算定方法の継続	地域経済・雇用対策費の算定方法を継続すること。	採用する。 平成27年度と同様の指標を用いるとともに、地域経済の活性化、雇用の創出等の事業の必要性をより考慮した配分となるように見直しを行ったところである。
40	(省)	明日香村 (奈良県)	第一次産業従業者数の追加	算定に当たっては、第一次産業就業者数を指標に用いること。	以下の理由により採用しない。 本費目においては、海外競争力強化に必要な経費を算定するため、産出額及び出荷額に着目した算定を行ったところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
41	(省)	滝川市 (北海道)	職員数削減率の算定方法の見直し	保育士職員数を除外すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。
42	(省)	八王子市 (東京都)	地域経済活性化指標の見直し	外部要因で変動する製造品出荷額等の指標を廃止すること。	以下の理由により採用しない。 各団体の様々な地域経済活性化の取組の成果を反映するため、全国かつ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定することとし、製造品出荷額についても指標として用いているところである。
43	(省)	大阪市 (大阪府)	段階補正の見直し	段階補正係数に大きな開きがあるため、その差を縮小すること。	以下の理由により採用しない。 人口に応じて、単位当たりの地域経済活性化に要する費用が割安又は割高になる点を考慮して、地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定したものである。 なお、地域経済・雇用対策費の段階補正は、過去の臨時費目（地方再生対策費及び雇用対策・地域資源活用推進費）の段階補正をベースに設定したものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[地域の元気創造事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
44	(省)	大阪市 (大阪府)	ラスパイレス指数の算定方法の見直し	本給のみでなく、諸手当などの見直しも本給と同様に算定に反映すること。	以下の理由により採用しない。 給与水準を比較する指標としては、本給の水準を表すラスパイレス指数が最も標準的な指標と考えられることから、これを用いて補正を行うこととしたものである。 なお、ラスパイレス指数では捕捉できない手当削減率等の取組を反映させるため人件費削減率も指標として用いているものである。
45	(省)	奈良市 御所市 (奈良県)	人件費を除く経常的経費削減率の算定方法の見直し	土地開発公社等の解散に係る経費を除外すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、人件費を除く経常的経費削減率については、その総額により算定することとしたものである。
46	(省)	奈良市 御所市 (奈良県)	地方債残高削減率の算定方法の見直し	第三セクター等改革推進債を除外すること。	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地方財政対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。
47	(省)	香芝市 (奈良県) 米子市 (鳥取県)	職員数削減率、人件費削減率の算定方法の見直し	人口増加による団体の特殊事情にも対応するよう、人口当たり職員数・人件費を用いて算定すること。	以下の理由により採用しない。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、各団体の削減実績により算定するものである。 また、多様な指標を用いることにより、各団体において行われる多様な行革努力を反映しているものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ **市町村分**]
[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**地域の元気創造事業費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
48	(省)	奈良県	地方債残高削減率の算定方法の見直し	病院事業一般会計出資債（再編・ネットワーク化）を除外すること。	以下の理由により採用しない。 地方債残高削減率については、地方財政対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。
49	(省)	高知県	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率の算定方法の見直し	緊急防災・減災事業及び全国防災事業関係経費を除外すること。	以下の理由により採用しない。 人件費を除く経常的経費削減率については、行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、その総額により算定することとしている。 また、地方債残高削減率については、地方財政対策において財源の補填のために発行する地方債、災害に係る地方債等といった、各団体の行革努力が及ばない地方債について、対象外とすることとしたものである。
50	(省)	長崎県	地域経済活性化指標の見直し	入湯客数を指標に追加すること。	以下の理由により採用しない。 入湯客数を指標として用いても、各団体が行っている観光の多様な取組みの一面しか反映できないと考えられるほか、4割以上の団体に入湯客数が存在しない現状を踏まえると、各団体の経済活性化の成果を反映する指標として不適當である。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分 ・ **市町村分**]
[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**地域の元気創造事業費**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
51	(省)	大田市 (島根県) 中津市 豊後大野市 (大分県)	職員数削減率の算定方法の見直し	病院職員数を除外すること。	採用する。 本費目は行革により捻出した財源が地域経済活性化に要する経費に活用されていると考えられ、その需要を算定するものであることから、職員数削減率については、全ての職員数の増減を反映することを基本としたものである。 一方、地方公営企業においては、職員数を増やすことにより、経営改善を図ることが考えられること等を踏まえ、本年度より、地方公営企業（水道・交通・病院事業）の職員数にあつては、料金収入割合に応じた職員数を除外することとした。
52	(省)	屋久島町 (鹿児島県)	地方債残高削減率の算定方法の見直し	合併に伴い引き継いだ広域連合の地方債残高について合併前の地方債残高に計上すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 合併に係る一部事務組合等の取り扱いについては、算定の簡素化や影響度を考慮し、職員数削減率のみに特例を設けているところであるが、各団体の行革努力をきめ細かく反映させるための手法について、地方団体の意見も踏まえながら引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分 ・ **市町村分**]

[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[人口減少等特別対策事業費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
53	(省)	流山市 (千葉県)	配分額の見直し	取組の必要度：取組の成果の配分額を1：1にすること。	以下の理由により採用しない。 各地方公共団体が取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要となることから、平成28年度においては、「取組の必要度」と「取組の成果」の配分は、引き続き5：1としている。
54	(省)	和歌山県	配分額の見直し	地方団体の取組の成果が指標に反映されるのは早くても平成29年度算定以降であるため、平成28年度においては、新たな成果枠を設けないこと。	採用する。 各地方公共団体が取組を始めてからその成果が生じるまでには一定の期間が必要となることから、平成28年度においては、「取組の必要度」と「取組の成果」の配分は、引き続き5：1とし、新たな成果枠を設けないこととしている。
55	(省)	西粟倉村 (岡山県)	取組の必要度分の算定方法の見直し	有効求人倍率の指標について、各公共職業安定所毎又は各市町村毎の値を用いること。	以下の理由により採用しない。 市町村の有効求人倍率については、当該市町村に企業があるか否かで左右される一方、求職者が当該市町村のみならず、周囲の市町村の企業に雇用される場合もあり、広域で評価するのが適当であること、また、市町村単位の公表数値がないことから、都道府県の数値を用いることとしている。
56	(省)	長崎県 熊本市 (熊本県)	取組の成果分の算定方法の見直し	合計特殊出生率を指標に追加すること。	以下の理由により採用しない。 合計特殊出生率については、出産という個人や夫婦の選択に委ねられるものとの意見もあることから、その採用は慎重に判断する必要があるところであり、自然増減率の指標を用いることとしたところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[公債費]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
57	(省)	千葉市 (千葉県)	市場公募都市の発行の実態に即した「種別補正係数の算定の基礎となる償還条件」等の見直し	市場公募都市においては、民間等資金の中で市場公募資金での満期一括償還が発行ロットの大半を占めているという実態を踏まえ、市場公募都市における民間等資金の標準的な償還条件を、元金均等償還から満期一括償還に変更し、市場公募都市一般の利子支払額と交付税算入額との乖離を是正すること。	以下の理由により採用しない。 地方債の元利償還金については、地方団体における標準的な償還方法に基づき全国一律の方法で交付税措置しているところであり、個別団体の実際の償還方法に合わせるものではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分・市町村分]
[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
58	(省)	札幌市 (北海道)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法について	臨時財政対策債発行可能額の算定において、財政規模が大きく財政力が弱い団体について、標準税収入額や標準財政規模を加味した補正を設定すること。	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和することとしている。
59	(省)	宇都宮市 (栃木県) 八王子市 (東京都)	中核市・特例市における臨時財政対策債発行可能額の算定方法の見直しについて	中核市・特例市について適用された補正係数による臨時財政対策債発行可能額の算定方法を見直し、財政力の高い団体への過度な傾斜配分を緩和すること。	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎としつつ、財政力に応じた補正を講じることを通じて、地方団体間の適切な配分を図っている。 その際、従前から指定都市については、行政権能がその他の市町村より大きく、財政規模が大きいこと等を踏まえ、臨時財政対策債の発行可能額が多くなるよう区分して算定してきたところであるが、中核市・特例市についても、同様に行政権能の違いがあること等から、平成27年より一般市町村と区別して算定することとしたものである。
60	(省)	平塚市 小田原市 (神奈川県)	臨時財政対策債発行可能額の算定方法の改善	財源不足額基礎方式による算定は、財政力の高い団体に過大な配分となっているため改善を図ること。	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
61	(省)	国立市 (東京都)	臨時財政対策債の廃止 及び交付税率の引上げ	地方交付税制度の抜本的改正がなされるまでの間においても、過去に借り入れた分の元利償還金については、実額が保障されるよう何らかの制度新設・改正をすること。	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分している。 また、地方交付税は、標準的な財政需要について措置するものであることから、臨時財政対策債の償還金についても、標準的な償還条件に基づき理論的に算定することとしている。
62	(省)	大阪市 (大阪府)	臨時財政対策債発行可能額の算出方法について	振替率について、一部の都市についてのみ、あくまで地方交付税の代替財源である臨財債を、地方交付税を大幅に超過して措置することは市民への説明が非常に困難であり、著しく不公平であることから、大きな影響の出る団体を考慮してまずはせめて50%を上限とし、将来的には地方財政計画を基準とした一律の配分とすること。	以下の理由により採用しない。 臨時財政対策債の配分に当たっては、財政力の強い団体は一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案して、財政力指数に応じて臨時財政対策債をより多く配分する補正を講じることで、財政力の弱い団体に対する影響を緩和することとしている。
63	(省)	広島市 (広島県)	臨時財政対策債発行可能額算定上における政令指定都市の取扱い	臨時財政対策債発行可能額算定に用いる財政力に応じた補正係数について、政令指定都市にのみ適用される算出式を廃止または振替率を緩和すること。	以下の理由により採用しない。 財源不足額基礎方式において、財政力に応じた補正を導入しているのは、財政力の強い団体は、一般的に地方債による資金調達力も強いことを勘案し、臨時財政対策債をより多く配分し、財政力の弱い団体に対する影響を緩和するためである。 この観点から、行政権能が道府県に近い政令市において、一般市町村と同様の算出方法ではなく、道府県に近い算出方法を設定した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
64	(省)	南砺市 (富山県)	人口密度補正の拡充、 新設	以下の施設について、人口密度補正を拡充、新設すること。 ・公民館（拡充） ・図書館（新設） ・社会体育施設（新設） ・保健センター（新設） ・火葬場（新設）	一部採用する。 【公民館】 標準団体の施設数を見直すことに伴い、実態調査結果を踏まえ、人口密度補正を見直す。 【図書館】 実態調査の結果、人口密度の減少に応じた人口1人あたり経費の割増傾向が確認されなかった。 【保健センター】 保健センター等の保健福祉に係る住民サービス経費については、人口密度よりも旧市町村数に相関すると認められたため、経常態容補正を新設する。 【その他の経費】 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について平成26年度以降5年程度をかけて見直すこととしており、引き続き検討する。
65	(省)	滋賀県	図書館に要する経費の 人口密度補正の新設	図書館に要する経費の人口密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 図書館については、実態調査の結果、人口密度の減少に応じた人口1人あたり経費の割増傾向が確認されなかった。
66	(省)	甲賀市 (滋賀県)	図書館に要する経費の 旧市町村数又は図書館 数に応じた経常態容補 正の新設	図書館に要する経費の旧市町村数又は図書館数に応じた経常態容補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降5年程度をかけて見直すこととしており、引き続き検討する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[合併算定替]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
67	(省)	兵庫県	密度補正の拡充、新設	以下の経費について、密度補正を拡充、新設すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館(拡充) ・社会体育施設(新設) ・徴税職員(拡充) ・保育所(拡充) 	一部採用する。 【公民館及び徴税職員】 標準団体の施設数及び職員数を見直すことに伴い、実態調査結果を踏まえ、人口密度補正を拡充する。 【その他の経費】 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について平成26年度以降5年程度をかけて見直すこととしており、引き続き検討する。
68	(省)	島根県 島根県全市町村 (19団体)	給食センターに要する経費の人口密度補正の新設	給食センターに要する経費の人口密度補正を新設すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降5年程度をかけて見直すこととしており、引き続き検討する。
69	(省)	島根県 島根県全市町村 (19団体)	公民館に要する経費の旧市町村数に応じた経常態容補正の新設	公民館に要する経費の旧市町村数に応じた経常態容補正を新設すること。	以下の理由により採用しない。 公民館については、旧市町村数よりも人口密度に相関するため、実態調査結果を踏まえ、既存の人口密度補正を見直す。
70	(省)	愛媛県	徴税職員に係る人口密度補正の拡充	徴税職員に係る人口密度補正を拡充すること。	採用する。 徴税職員については、標準団体の施設数及び職員数を見直すことに伴い、実態調査結果を踏まえ、密度補正を拡充する。
71	(省)	愛媛県	保健センターに要する経費等に係る保健センター数に応じた経常態容補正の新設	以下の経費に係る保健センター数に応じた経常態容補正を新設すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所 ・保健センター 	一部採用する。 保健センター等の保健福祉に係る住民サービス経費については、旧市町村数に応じた増嵩傾向が確認されたことから、経常態容補正を新設する。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分 ・ **市町村分**]
[総括 ・ **需要** ・ 収入]

[**合併算定替**]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
72	(省)	長崎県	合併算定替に代わる新たな財政支援措置の着実な実施	以下の費目について見直しを行う際には、合併市町、離島、属島の実態をよりの確に算定方法に反映すること。 ・小中学校費 ・保健衛生費 など	採用する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降見直しを行ってきている。平成28年度においては、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、その他の教育費及び徴税費について見直しを行うこととし、併せて離島団体、属島地域の保健福祉等に係る増加経費について隔遠地補正を見直している。
73	(省)	長崎市 (長崎県)	市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しの確実な実行と地方の実情の適切な反映	以下の費目について見直しを行う際には、引き続き、実態把握を的確に行い、財政需要への反映が十分に行われるようにすること。 ・小中学校費 ・徴税費 ・保健衛生費 など	採用する。 市町村の姿の変化に対応した交付税算定については、平成26年度以降見直しを行ってきている。平成28年度においては、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費、その他の教育費及び徴税費について見直しを行うこととし、併せて離島団体、属島地域の保健福祉等に係る増加経費について隔遠地補正を見直している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
 [都道府県分・市町村分]
 [総括・需要・収入]

[所得割]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
74	(省)	小樽市 帯広市 登別市 (北海道) 千葉市 (千葉県) 横須賀市 平塚市 (神奈川県) 下松市 (山口県) 熊本市 (熊本県)	市町村民税所得割における精算制度及び減収補填債制度の導入	市町村民税所得割において、分離譲渡所得分以外についても精算制度及び減収補填債制度を導入すること。	一部採用する。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていないところである。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定においては、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上住基人口伸び率を乗じることにより、各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。
75	(省)	愛知県	市町村民税所得割の寄附金税額控除における精算制度の導入	市町村民税所得割において、団体間、年度間の数値のばらつきが大きい寄附金税額控除分についても精算制度を導入すること。	一部採用する。 平成28年度算定においては、寄附金税額控除の前年度実績に算定年度の地財計画計上額への伸び率(全国一律の乗率)を乗じる措置について見直しを行った。 この見直しにより、各団体における前年度の寄附金税額控除の実績額そのものが基準財政収入額の算定上、寄附金税額控除額として反映されることとなる。
76	(省)	奈良県	ふるさと納税ワンストップ特例制度により減収となる所得税相当分の補填措置	平成27年度から創設された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、所得税から減額されるべき金額が個人住民税から控除されることによる地方の減収分に対して補填すること。	以下の理由により採用しない。 ワンストップ特例制度による個人住民税所得割の寄附金税額控除については、控除対象や控除限度額等について地方税法に定めのある一連の所得控除・税額控除の一つであることから、通常の算定における75%以上に減収額を算定に反映させることは適切ではない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]

[都道府県分・市町村分]

[総括・需要・収入]

[軽自動車税]

番号	改正事項	提出都道府県 提出市町村	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
77	(省)	愛知県	軽自動車税のうち、「もっぱら雪上を走行するもの」等に係る基準税率について	軽自動車税のうち、標準税率の定めがない「もっぱら雪上を走行するもの」等については、平成28年度以降の交付税の算定においては、各市町村が個別に定める税率を反映すること。	以下の理由により採用しない。 基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入を算定の対象としている。 このため、かねてから、雪上車、小型特殊自動車等に係る軽自動車税の基準税率については、関係市町村において実際に採用されている税率の平均的な水準を踏まえ、全国一律に設定しているところである。